

商工中金の株式の処分について (財政制度等審議会国有財産分科会答申)

令和5年10月
全国中小企業団体中央会

2023年9月20日、財務省の審議会である財政制度等審議会国有財産分科会において、政府が保有する商工中金株式の処分について審議が行われ、処分の基本方針等が答申（公表）されました。その概要は以下の通りです。

なお、株主資格は、中央会とともに中央会の直接・間接の構成員（会員組合及びその組合員企業）も対象となっています。

答申の概要

基本方針	国民共有の貴重な財産であることにかんがみ、その売却は <u>公正な価格及び方法により行うことが必要</u> 。
売却方法	公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、 <u>一般競争入札により売却することが適当</u> 。
売却数量	複数回に分けて売却を行う猶予も乏しく、 <u>政府の保有する株式全てを一度に売却することが適当</u> 。
申込株式数の最低単位	<u>最低申込み単位の設定を検討</u> 。
入札予定価格についての考え方	予定価格の設定にあたっては、株式の評価が必要となる。株式の評価については、 <u>純資産価額方式、類似会社比準方式等いずれかの方法をそのまま適用するのではなく、各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において純資産価額方式により算出した価格を参考に店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で適切に実施する必要</u> 。
入札の実施時期	<u>令和6年度早期の入札の実施</u> 。

○上記詳細は、[財務省HP](#)にて公表されていますので、そちらよりご確認下さい。